

議員提出決議案第 1 号

中島好人議員に対する問責決議について

山陽小野田市議会会議規則第 13 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 10 日提出

提出者	山陽小野田市議会議員	伊 場 勇
賛成者	山陽小野田市議会議員	笹 木 慶 之
〃	山陽小野田市議会議員	大 井 淳一朗

中島好人議員に対する問責決議について

山陽小野田市議会は、市民の代表として、市民の負託に応え、その品位と信頼を保持する責務を負う。しかるに、令和 7 年 7 月 14 日付で山陽小野田市日本共産党市議会議員団中島好人議員が山陽小野田市議会高松秀樹議長に提出した文書は、この責務に著しく反し、議会の品位を著しく損ない、市民による議会への信頼を失墜させるものである。

よって、議会は、中島好人議員の行為に対し嚴重に抗議し、猛省を求め、以下のとおり問責決議を行う。

1. 市議会の私物化と品位の毀損

本決議の対象となった文書は、その大部分が、一市民である樋口晋也氏に対する根拠のない誹謗中傷に終始しており、公共の議論に資するものではない。市民の氏名を特定し、なおかつ公開し、その行動を一方的に断罪する行為は、公人である議員の立場を悪用し、議会を私的な攻撃の場として利用したものであり、断じて容認できない。

2. 議員としての責任放棄

去る令和 7 年 9 月 1 日、議会運営委員会が、本件文書に関する説明を求めたが、中島好人議員は「名誉毀損事件に関わる」こと「取り下げた文書である」ことを理由に答弁を拒否し、議会及び市民への説明責任を放棄した。そもそも、議会運営委員会はこの事案を「名誉毀損事件」として取り上げておらず、名誉毀損事件は事実存在しない。また「取り下げた文書」との主張は、議会事務局が受理した時点で「職務上取得した文書」となり、本市の情報公開条例に基づき、公文書として扱われ、その文書は情報公開請求の対象となり、現在、市民に公開されている。

議員が市民への説明責任を果たすことは、民主主義の根幹である。文書の提出者が、その説明を拒否する態度は、「言論の府」たる議会の構成員である議員としての責任を放棄するもので、議会に対する背信行為にほかならない。

3. 公人としての自覚の欠如

本件文書は、市民が法律の範囲内で行った活動に対し、攻撃を加えるものである。市民が公人である議員の活動を注視し、意見を表明することは、健全な民主主義社会において極めて重要である。公人である議員は注視され批判を受ける立場にあるという自覚と覚悟を持たなければならない。

それにもかかわらず、一市民を執拗に攻撃する文書を公的な議会に提出したことは、議員としてあるまじき行為であり、公人としての自覚が著しく欠如していると言わざるを得ない。

上記の行為は、議会の品位を著しく損ない、市民による議会への信頼を大きく失墜させた。議会が市民の個人的な誹謗中傷の場として利用される事態は、議会の存在意義そのものを揺るがす重大な問題である。

よって、山陽小野田市議会は、中島好人議員に対し、これらの行為について深く反省を促すとともに、二度とこのような事態を招かないよう猛省を求める。

本決議は、議員の政治活動の自由を制約するものではなく、市民に寄り添い、議会の品位を保つために、議員として当然に求められる責務の履行を求めるものである。

以上、決議する。

令和 年 月 日

山陽小野田市議会

提案理由

令和 7 年 7 月 14 日付で山陽小野田市日本共産党市議会議員団中島好人議員が山陽小野田市議会高松秀樹議長に提出した文書の内容と令和 7 年 9 月 1 日の議会運営委員会の中島好人議員の発言に対して、その責任を厳しく問うとともに、強く反省を求めることが、本決議案を提出する理由である。